

植物防疫法施行規則の一部改正について

1 制度の概要

- (1) 植物を輸入するときは、植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）第 6 条第 1 項により、輸入する植物及びその容器包装は、輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものでなければ、輸入してはならないこととされている。
- (2) ただし、同項は、「栽培の用に供しない植物であつて、検疫有害動植物が付着するおそれが少ないものとして農林水産省令で定めるもの」については、輸入時の植物検疫検査において、検査証明書又はその写しの添付は不要と規定しており、その具体的な植物は、植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。）第 5 条の 3 により規定されている。

2 改正の趣旨及び内容

- (1) 現在、規則第 5 条の 3 は、検査証明書又はその写しの添付を要しない植物として、うこんの乾燥したもの等 9 品目のみを規定する。
- (2) 今般、最新の状況に基づき、科学的な根拠に基づくリスク評価を改めて行った（ ）ところ、乾燥、凍結等一定の加工処理が行われた植物については、検疫有害動植物が付着するリスクが低いことが判明した。
- 新たなリスク評価により検査証明書の添付を求めないこととする植物の判断基準

 - 1) 一定の加工処理を経ていること
 - 2) ほ場又はほ場と近接する場所での使用が想定されないもの
 - 3) 過去 5 年間の輸入検査において、不合格率が 1.0% 以下のもの
 - 4) 土壌や輸入禁止植物が混入するおそれが少ないもの
 - 5) 規則別表 2 に規定する重要病害虫の寄主植物でないもの
- (3) このため、これらの植物について、検査証明書又はその写しの添付を不要とするための規則改正（規則第 5 条の 3 に加工処理された植物を追加規定）を行うこととする。

3 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|-----------|---|
| 1 0 月中旬 | 諸外国に対して、SPS 通報として、改正の内容を事前に知らせた上で 60 日間の意見を募集
国内においても、パブリックコメントを 30 日間実施 |
| 1 2 月下旬以降 | 公布（公布日に施行） |